

2023 年度要員確保に関する申し入れ

日 時：令和 5 年 3 月 29 日（水） 午後 6 時～午後 6 時 10 分

場 所：大阪市役所本庁舎地下 1 階 第 11 共通会議室

出席者：＜所属＞計画推進室参事、計画推進室課長補佐、計画推進室主査

＜支部＞支部長、副支部長、書記長、執行委員

＜所属＞

はじめに、日頃、計画調整局支部の皆様方には、当局の業務執行に関して、ご理解・ご協力をいただき、お礼を申し上げます。

さて、令和 4 年 12 月 20 日にいただいた「2023 年度要員確保に関する申し入れ」に対して次のとおり回答する。

執行体制の改編については、2050 年に向けた大阪全体のまちづくりの方向性を示す「大阪のまちづくりグランドデザイン」を令和 4 年 12 月に策定したところであり、局全体の総括・司令塔機能やグランドデザインの推進体制の強化を図るため、令和 5 年 4 月よりグループの再編を行う。

具体的には、グランドデザイン推進グループを新設、広域連携グループを総務企画課から計画調整課に変更、調整グループをまちづくり調整グループに名称変更、箕面森町グループを廃止、ニュータウン再生・まちづくり推進グループを拠点まちづくり推進グループとニュータウン再生グループに分割する。

再編に伴う大阪市の業務の移管については、これまで企画グループが担っていたグランドデザインの推進にかかる業務を新設するグランドデザイン推進グループに移管し、その業務を担っていたポストについても企画グループからグランドデザイン推進グループに移管する。また、総務グループが担っていた業務の一部を企画グループに移管し、その業務を担っていたポストについても総務グループから企画グループに移管するとともに、同じく業務を担っていた要員についても総務グループから企画グループに係員・事務 1 名を移管することとなるが、移管する職員の業務内容は変更が生じないため、職員の勤務労働条件に変更を及ぼすものではない。

その他、必要な要員の配置については、令和 5 年度の大阪市の業務量に増減がないことから、増員・減員ともに行わない。なお、大阪府の業務量については増減が生じることから、大阪府は職員の増員・減員が行われると聞いている。

また、時間外労働については、令和 3 年 11 月に当局発足後、2 年が経過していないため、年間を通じての前年度との比較はできないものの、令和 4 年 11 月から令和 5 年 2 月の大阪市職員の時間外労働は、いずれの月も前年度から減少している。所属としても、恒常的な時間外労働は職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワークライフバランスの調和にも支障をきたすものであるとの認識から、引き続き縮減に向

けて取り組んでいきたいと考えている。

回答は以上である。

<支部>

只今、2023 年度の要員確保に関する申し入れに対して所属から回答があり、グループの再編に伴う業務の移管等について示された。その上で「必要な要員の配置については、令和 5 年度の大阪市の業務量に増減がないことから、増員・減員を行わずとも、必要な要員は確保できる」との内容であったので、そのように確認する。

また、時間外労働等の把握について、所属としても重要な事項であるとの認識が申し入れ時にも示されており、「縮減に向けて取り組む」とのことであった。引き続き状況把握に努めるとともに、超過勤務の縮減に向けて、実効性のある具体的な対応を求めておく。

最後に、今後、勤務労働条件の変更をきたすような事項が発生する場合は、交渉事項として誠意ある対応を要請し、2023 年度の要員確保に向けた団体交渉はこれで終了することとする。